

家庭教育支援手法等に関する検討委員会（第2回）
議事次第

- 1 日時 平成27年10月2日（金）13:00～15:00
- 2 場所 文部科学省 生涯学習政策局会議室（東館9階）
- 3 議題 「訪問型家庭教育支援の具体的手法について」
- 4 議事次第
 - (1) 事務局報告
 - (2) 事例発表（東京都教育庁、湯浅町教育委員会、中芸広域連合）
 - (3) 訪問型家庭教育支援手法の調査研究について
 - (4) その他
- 5 配付資料
 - 資料1 第1回家庭教育支援手法等に関する検討委員会議事概要
 - 資料2 平成28年度家庭教育支援関連概算要求
 - 資料3 平成28年度概算要求（初等中等教育局児童生徒課）
 - 資料4 東京都教育庁発表資料
 - 資料5 湯浅町教育委員会発表資料
 - 資料6 中芸広域連合発表資料
 - 資料7 平成27年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～訪問型家庭教育支援手法について～」
 - 資料8 平成27年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～訪問型家庭教育支援手法について～」事業計画書（抜粋）
 - 参考資料 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト、児童虐待防止対策強化プロジェクト、子供の未来応援国民運動

机上配布

- ・家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会における審議の整理
- ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書
「つながりが創る豊かな家庭教育」

家庭教育支援手法等に関する検討委員会（第1回）議事概要

1 日時

平成27年7月10日（金曜日）10時00分～12時00分

2 場所

文部科学省生涯学習政策局会議室

3 委員出席者（敬称略）

相川良子、小寺康裕、西郷泰之、廣末ゆか、松田恵示、水野達朗、森田知世子、八並光俊、山野則子、渡辺顕一郎

4 オブザーバー

楊井厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室室長補佐

5 文部科学省出席者

河村生涯学習政策局長、徳田大臣官房審議官、藤江男女共同参画学習課長、枝家庭教育支援室長、塚田家庭教育支援室室長補佐、齋藤児童生徒課課長補佐、今村幼児教育課課長補佐

6 議事概要

(1) 議事の公開について、資料4のとおり決定。座長に山野委員を選任。

(2) 河村生涯学習政策局長挨拶。

(3) 事務局より、資料1（設置要綱）、2(委員一覧)、3（スケジュール）、5(家庭教育支援手法等に関する現状について)、6(訪問型家庭教育支援チームの課題)について説明。

(4) 3団体（大阪府泉大津市、愛知県田原市、大分県別府市）より事例発表。

(5) 質疑。

○ 訪問支援担当のチーム員は、家庭を訪問した際に、具体的にどのような支援を行っているのか。

○ 訪問支援の受入れを拒否している家庭に対してアプローチをするために、どのような工夫をしているのか。

○ まずは、家庭に受け入れてもらうために、被支援者とつながりのある教員や地域の方などの人脈を探し、始めは二人で訪問して顔つなぎをしてもらい、うまくいけば定期的に訪

問という流れになる。

ケースごとにやり方は異なるが、保護者の話を聞くということから始めて、こちらから何か提案をしたり子供と話をさせてもらうのは、ある程度人間関係ができてからになる。定期的に再アセスメントをしながら、状況に応じた対応を行っている。

- 学校や、民生児童委員、保護司、各種ボランティアにお願いして、気になる事案があれば我々の相談窓口につないでもらうようにしている。また、問題は抱えているが相談窓口には行きにくいと思っている家庭でも、著名人等による講演会や勉強会等には参加してもらえる場合があるため、そういった機会を利用して、支援につなげる工夫をしている。

- 我々もまず保護者の話を聞くところから始める。子供が問題を抱えているにもかかわらず、日々の生活に追われ、子供と向き合う時間的な余裕がない保護者がいる。そのような保護者の困りや悩みを聞くことで関係を築き、子供への支援につなげている。子供への支援に当たっては、それぞれの子供の興味関心に応じてそれにうまく対応できる学生ボランティアを選び、受け入れてもらえる工夫をしている。

しかし、まだまだかかわりをもつことができていない家庭も多く、そこをどうやって支援につなげていくかが今後の課題である。

- 我々のチームでは、2人体制で訪問を行い、1人は親の悩みを聞き、1人は子供に絵本の読み聞かせ等を行うことで子供の状況の把握を行っている。

訪問支援を受けていることを、恥ずかしいことだと感じて、周りに知られたくないという家庭は多いが、そういったマイナスイメージを払しょくして、気軽に捉えてもらうために、家庭訪問は特別なことではないんだ、先輩ママと話ができるチャンスなんだということを、保護者懇談会をはじめとした様々な場でアピールしている。

(6) 事務局より、資料10（主な論点（案））、11（調査研究（案））について説明。

(7) 討議。

- 介護疲れした家族に、支援者が介護を一時的に代替してリフレッシュしてもらうことを「レスパイト」と呼び、介護の現場ではよく使われているが、不登校等の問題を抱える子供と向き合う保護者に対する家庭教育支援チームの取組にも、このようなレスパイト的効果を期待できるのでないか。

- 対象とする年齢については、やはり学齢期とそれ以降だろう。学齢期については、ごく一部を除いて学校が状況を把握できているが、高校や大学中退、あるいはひきこもり、就職、離職の繰り返しまでいくと、把握するのは非常に難しい。そこが生活保護受給等の問題にもつながっているので、支援の対象をそのあたりまで広げられたらいいと思う。

- 日本の子育て支援は乳幼児期には手厚く、学童期になると手薄になるというのが特徴であり、乳幼児期は、ある程度子育て支援でカバーされていると言える。福祉サイドとしても、支援が手薄になる学童期以降について、この訪問型家庭教育支援とうまく連携していきたい思いはあるが、家庭教育支援の概念が包括的かつ雑多であり、対象や支援内容があいまいであるため、いざ連携しようと思っても、どうしていいのかわからない。
各自治体の裁量にまかせる部分も大事だが、普及させていくという観点からは、ある程度対象や手法について絞り込んで明確化する必要があるだろう。
- 支援の内容や範囲、事業の有効性等を考えたときに、学校サポートチームをはじめとする類似の制度と何が違うのか、すみわけをきちんとした方が良い。例えば学校教育では対応できない夜間や土日などの空白地帯を埋められるなど、他との違いを整理することで、おのずと支援の内容や範囲も決まってくるのではないか。
- 家庭教育支援チームは家庭教育を支援する役割を担っており、家庭支援や子供支援とは異なるが、現場では区別が難しい。コーディネート機能を果たしていくというのは異論がないところであるが、一方で家庭教育自体のプレイヤーとしても代替的に役割を期待されているところもあるのも事実で、今一度役割や支援内容の線引きについて整理する必要があるだろう。それにしただがって、養成のやり方も変わってくると思われる。
- 事例発表にあったように、保護者への支援から入り、最終的に子供への支援につなげていくことを考えると、保護者に対する訪問型支援のマニュアルと子供に対する訪問型支援のマニュアルを分けて考えていくことが必要ではないか。
- 訪問支援を実施する際、当然アセスメントを行い、課題解決の仮説に基づいて個別の援助計画を立てることになる。SSWなどの専門家が入っている場合は別として、そうではない場合には、どのようなアセスメントを行い、どのように信頼性を持たせるのか。今後アセスメントや支援計画の具体的事例を収集して、ひな形となるものを組み立てる必要があるだろう。
- 訪問支援を行うチーム員に求められる知識として、カウンセリングの知識はもちろんだが、例えば不登校であればいじめなどが背景になるため、いじめ防止対策推進法や少年法などの最低限の法律的知識も求められる。チーム員を養成する段階で、必要とされる知識や能力とは何なのか検討する必要があるだろう。
- 要支援家庭あるいは要保護に近い家庭となると防衛意識が強くなるため、当然、接近困難性は高くなり、そこにどう近づいていくかは、慎重に考えていかなくてはいけないところであり、心理学的な知見も求められるだろう。

- 身近な地域の人材から構成される家庭教育支援チームの強みは、サロンや家庭教育学級を通して、来てくれた人に寄り添った支援ができるということで、これまで大きな成果を上げてきた。チームの持っている良さを生かしながら、アウトリーチ支援をどのように展開していくのかという議論が必要ではないかと思う。

これまで実際に訪問支援に関わってきた中で、専門家がない、専門的なスキルがないのに訪問を拒否する家庭に入っていけるのかというように、「専門性」という部分に、大きなプレッシャーがかかっているように感じている。

相談を受けて話を聞き、アセスメントを行い支援計画を立てる。この部分を専門家ではないチーム員に担わせるのはハードルが高いのではないか。

今日の事例発表団体に共通しているのは、支援の入り口となる行政による相談機能が充実している点である。家庭教育支援チームの良さを生かして、家庭に入っていくためのバックアップ体制をいかに行政が構築できるかが、チームによる訪問支援が普及していくためのカギになるだろう。

- 教員の業務が肥大化しているということはよく言われていることだが、家庭教育支援についてもかなりの部分、教員が支えているところがあるのではないか。昔と違い、家庭訪問が、半数以上で実施されなくなっている状況の中で、学校と家庭教育支援チームとの連携について、学校側の視点からももっと考えていく必要があるのではないかと感じている。

- 学校だけでなく放課後児童クラブ、放課後子供教室や障害児対象の放課後等デイサービス、児童福祉施設、児童館等の福祉関係機関との連携が必要である。

それらの施設においても、発達障害や、虐待のリスクを抱えている家庭への対応等が大きな課題となっており、同じ問題認識を持って連携していけるはずである。特に、発達障害に関しては、不登校やひきこもりの原因となるため、障害児に関わる専門機関との連携は不可欠だろう。

以上

※（ ）内は平成27年度予算額

(1)アウトリーチ型の家庭教育支援体制の構築

地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援事業
(学校を核とした地域力強化プラン内)

101百万円(新規)

経済的困難をはじめとする様々な問題を抱え込み主体的な家庭教育が困難になっている家庭やその子供に対して、学校や福祉機関等と連携した家庭教育支援チーム等による訪問型支援等の幅広い支援を行うアウトリーチ型の家庭教育支援体制を構築する。

(2)家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化

学校・家庭・地域の連携協力推進事業(学校を核とした地域力強化プラン内) 7,027百万円(5,079百万円)の内数

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

(3)学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援

多様な主体の参画による家庭教育の充実 18百万円(22百万円)

家庭をめぐる問題が困難化する中で、効果的な家庭教育支援を推進するために、子供の発達段階に応じた学習プログラムの学習内容や効果等の分析、多様な主体の参画による家庭教育支援の全国的な研究協議、企業等における家庭教育支援の充実のための効果的な取組手法の検討等を実施する。

(4)子供の基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発

子供の生活習慣づくり支援事業 26百万円(30百万円)

官民連携による子供の生活習慣づくりに関する全国的な普及啓発を行うとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究(中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業)を実施する。

(1)地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援事業

平成28年度要求額 101百万円 【新規】

背景

ひとり親家庭や経済的問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭が増加している。また、地域のつながりの希薄化などによって、子育て家庭は、子育てについて悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある。こうした中、経済的困難、児童虐待、不登校等の様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭もある。

事業の目的

アウトリーチ型支援を行う地域人材の発掘、養成、活動の場の提供を一気通貫で行い、スクールソーシャルワーカーや地域の人材、保健・福祉部局等と協働した、家庭教育支援チーム等による訪問型支援等の幅広い支援を行うアウトリーチ型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子供を地域で支える取組を推進する。

事業の概要

文部科学省(4百万円)

- 事業の選定・評価 ○実施に対する助言
- 取組の全国展開に向けた検討

委託

都道府県(7ブロック:1箇所14百万円)
※調整・人材養成2百万+再委託費12百万

支援体制の構築

- 事業全体に係る総合調整、評価・助言
 - ・協議会を設置し都道府県レベルでの関係機関等との連携・協力の推進
 - ・各地域における取組に対する評価・助言
- アウトリーチ型家庭教育支援員の養成
 - ・各地域における取組の中核となる人材を対象に、必要な知識・ノウハウ等を身につけさせる養成講座を実施

再委託・人材養成

市町村(6箇所:1箇所2百万円)

各地域におけるアウトリーチ型家庭教育支援の実施



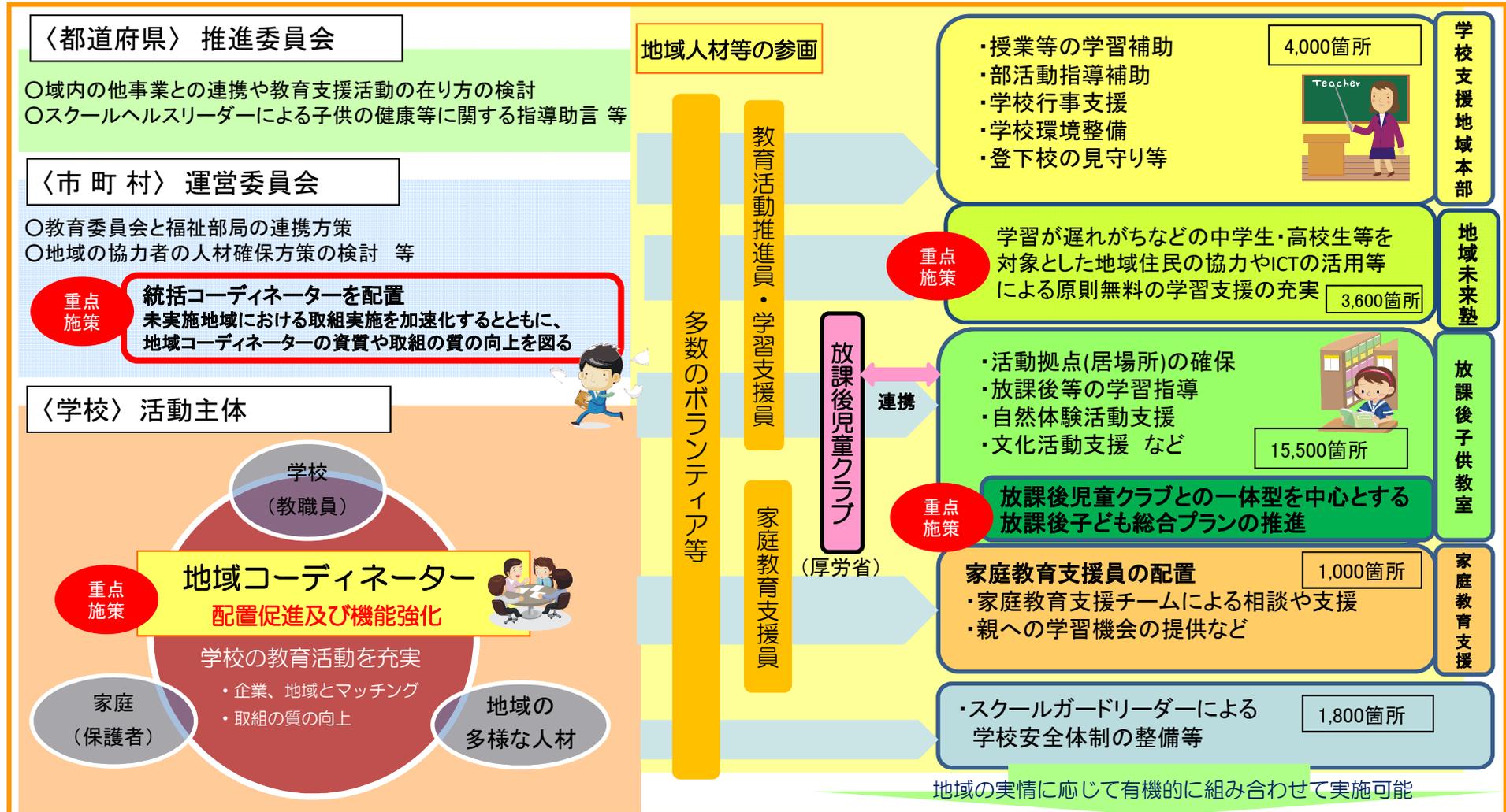
(2) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成27年度予算額 5,079百万円)【補助率】
平成28年度要求額 7,027百万円

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、学校と地域を繋ぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

参画

地域人材の養成

子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子供の心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

(3) 多様な主体の参画による家庭教育の充実

(前年度予算額 22百万円)
28年度要求額 18百万円

家庭教育を支える環境の大きな変化や、児童虐待相談件数の急速な増加など、家庭をめぐる問題が困難化する中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっており、多様な主体の参画による家庭教育の充実を推進する。

家庭教育をめぐる現状

◎核家族やひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）、共働き世帯の増加

- ・ひとり親家庭の数（H26）・・・ 約83.3万世帯（20年前より約6割増加）
- ・共働き世帯数（H26）・・・ 約1,077万世帯（20年前より約2割増加）

◎いじめや不登校、児童虐待の増加

- ・いじめの認知件数（H25）・・・ 約18.6万件（児童生徒1千人当たり13.4件）
- ・不登校児童生徒数（H25）・・・ 約12.0万人（不登校児童生徒の割合は1.17%）
- ・児童虐待相談対応件数（H25）・・・ 約7.4万件（過去最高の対応件数）

様々な要因を背景に
家庭教育が困難になっている

家庭教育を充実させる必要

目標 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

全ての小学校区（約20,000校区）で家庭教育支援を実施

⇒家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの支援

身近な地域における支援体制の
強化による家庭教育の再生

目標達成に向けた課題

家庭教育に関する情報やノウハウが乏しい

⇒ 学習内容や効果的な支援のノウハウの標準化や体系化が必要



家庭教育支援を担う人材が不足している

⇒ 支援に取り組む新たな主体の発掘と活用方策の研究が必要



働く保護者の学習機会が乏しい

⇒ 働く保護者へのアプローチや企業における環境づくりが必要

多様な主体の参画による家庭教育の充実

子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進

- ◆ ワークショップ型など様々な学習プログラムの効果の検証 8,360千円
- ◆ 子供の発達段階や地域・家庭環境など様々な状況に応じた学習内容や効果的な支援手法の検討・分析
- ◆ 家庭教育支援チームによる効果的な支援手法や人材養成手法に関する検討・分析

父親やシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議

- ◆ 父親の家庭教育への参加 9,674千円
- ◆ イクじい・イクばあなどシニア世代の参画
- ◆ 大学等の専門的知識（児童心理、発達心理、教員養成等）の活用による連携協力の充実、学生等次世代の参画

企業等における家庭教育支援の充実

- （子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進と併せて実施）
- ◆ 企業内家庭教育セミナーや職場参観、従業員の子供や家族を対象とした親子ふれあい行事など、企業の取組の検討・分析

(4) 子供の生活習慣づくり支援事業

(前年度予算額 30百万円)
28年度要求額 26百万円

ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

子供の生活習慣をめぐる現状

(文部科学省全国学力・学習状況調査)

- ◎朝食を毎日食べている児童生徒の割合：小学6年生 88.1% 中学3年生 83.9%
- ◎午前7時以前に起きる児童生徒の割合：小学6年生 80.1% 中学3年生 71.8%
- ◎午後11時より前に寝る児童生徒の割合：小学6年生 85.1% 中学3年生 33.6%

約7割の生徒が午後11時以降に就寝

子供の生活習慣づくりの課題

- ◆朝食摂取や起床時間と比べ、中学生の就寝時間には小学生との大きな差が見られ、夜型化が顕著
- ◆今後は特に就寝時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定)

- ◆基本的方向性：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - ◆成果指標：家庭教育支援の充実 (家庭でのコミュニケーションの状況や子供の基本的生活習慣の改善)
 - ◆基本施策：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 (子供から大人までの生活習慣づくりの推進)
- 【主な取組】
- 企業に対する子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発
 - ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供
 - 地方公共団体に対する企業との協力を促進
 - 中高生以上の世代向けの普及啓発

「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」における審議の整理 (平成26年3月)

最近の中高生を取り巻く生活の実態と課題・問題点

中高生の生活の実態と課題

- ⇒ 中高生になるとスマートフォン等の所有割合やインターネットとの接触時間が急増
- ⇒ 夜型生活による睡眠時間の不足
- ⇒ 中高生になると、朝食の欠食が増加 など

不適切な睡眠習慣が中高生の心身に与える影響

- ⇒ 朝食欠食の日中の活動への影響
- ⇒ 非行、不登校、ひきこもりなどの問題行動等のリスクの増加
- ⇒ 学力や運動能力への影響 など

必要な施策

全国的な普及啓発の実施

16,024千円

社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を育成

- 保護者等への効果的な啓発手法などの支援方策の検討
- 共同企画による啓発資料作成や研究発表会の開催



中高生を中心とした生活習慣

マネジメントサポート事業 10,170千円

社会的自立に向け、生活を主体的にコントロールする力の育成

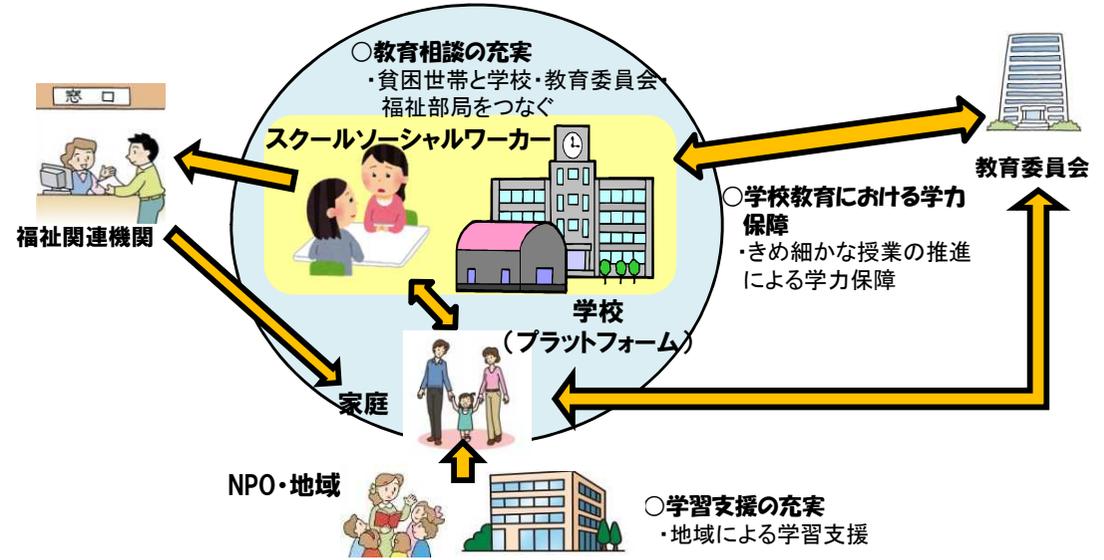
- チェックシートを活用した睡眠習慣改善の実証研究
- 地域や家庭と連携した生活習慣改善の取組実施



社会全体で取り組む子供から大人までの基本的な生活習慣づくり

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



学校教育における学力保障

■家庭環境などによる教育格差の解消に向けた教員定数の措置 [H27]100人 → [H28] 250人(+150人)

家庭環境などによる教育格差の解消に向けた取組を支援



教育相談の充実

■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充【H28要求額 58億円(+11億円)】【補助率1/3】

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日×3h)
[H27]2,247人 → [H28]3,047人(+800人、36%増)

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×3h)
[H27] 600人 → [H28]1,200人(+600人、倍増)

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)



②スクールカウンセラーの配置拡充

○全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(15,000校)への配置

○さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日×4h)
[H27] 300中学校区 → [H28] 3,100中学校区

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×4h)
[H27] 600校 → [H28] 1,200校(+600校、倍増)

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

	[H27]	[H28]
中学校	300校	3100校
小学校	600校	6200校
計	900校	9300校

学習支援の充実

■地域未来塾による学習支援の充実【H28要求額 6.3億円(+4.2億円)】【補助率1/3】

[H27] 2,000か所 → [H28] 3,600か所(+1,600か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)



(注)地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 —平成28年度概算要求—

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額 4,781百万円
(平成27年度予算額4,024百万円)補助率:1/3

公立中学校週5日体制の実施 200校(200校)
【35週*4h*5日】

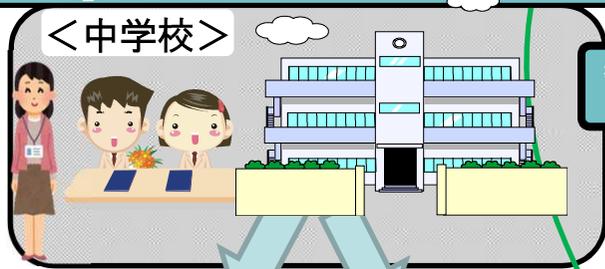
全公立中学校に対する配置(週1日) 9,800校(9,800校)
【35週*4h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1,200校(600校)
【35週*4h*1日】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

小中連携型配置の拡充 (週2日追加)3,100校(300校)
【35週*4h*2日】



小中連携型配置の拡充
3,100校(300校)

小中連携型配置の拡充
3,100校(300校)

<小学校>



小学校に対する配置(週1日) 8,800校(13,400校)
【35週*3h*1日】

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額 1,009百万円
(平成27年度予算額647百万円)補助率:1/3

高等学校のための配置 47人【48週*3h*3日】

<教育委員会等>



質向上のためのSV配置 47人 【48週*3h*5日】
研修会・連絡協議会の支援等 (新規)

教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日) 1,147箇所(新規)
【35週*4h*1日】

小中学校のための配置 3,000人(2,200人)
【48週*3h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1,200人(600人)
【48週*3h*1日】

<福祉関連機関>



【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

第2回
文部科学省「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」
報 告

東京都における
「学校と家庭の連携推進事業」の概要
～「家庭と子供の支援員」の派遣による不登校対策の推進～

平成27年10月2日（金）
東京都教育庁指導部主任指導主事 小寺 康裕

I 小・中学校における不登校の状況について

不登校出現率（％）の推移



文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 における東京都公立学校の状況

Ⅱ 学校と家庭の連携推進事業について

(1) 目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など**生活指導上の課題**に対応
- 課題に対して**地域全体で取り組む教育体制、地域や学校の実態に即した効果的な取組の実現**

(2) 事業の根拠

- 「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱」
(平成21年3月文部科学大臣裁定)
- 「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」
(平成23年3月文部科学省生涯学習政策局長決定)

(3) 実施機関等

- 東京都教育委員会から指定を受けた区市町村立**小・中学校**及び当該学校を所管する**区市町村教育委員会**

Ⅱ 学校と家庭の連携推進事業について

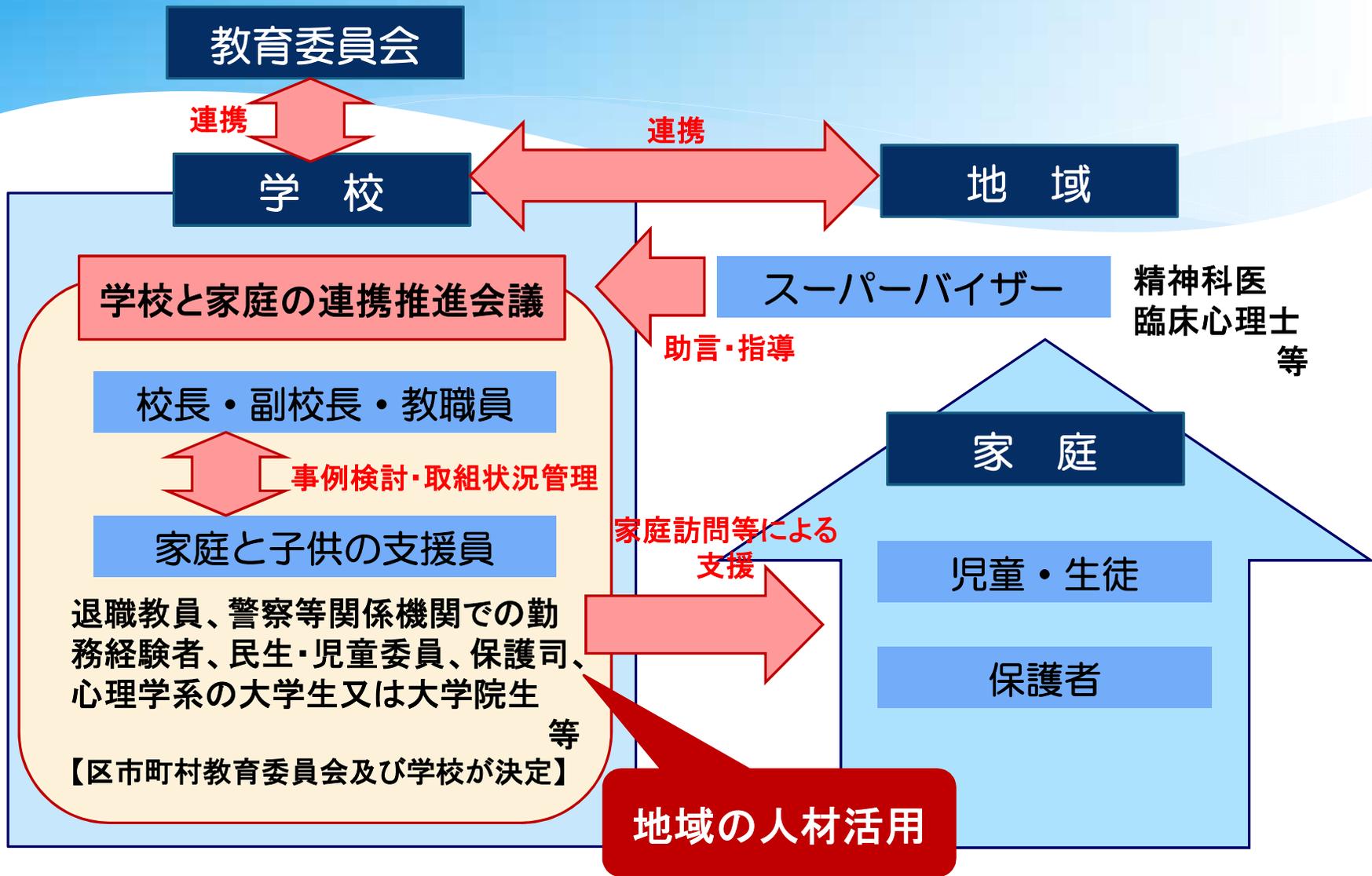
(4) 事業内容

- **学校と家庭の連携推進会議**(校長、副校長、教職員、家庭と子供の支援員等により構成)の設置
 - ・指定を受けた学校において、事例に対する方策の検討、取組の進行管理等
- **家庭と子供の支援員の配置**
 - ・登校時(家庭訪問)、登校後(学校)等における児童・生徒、保護者への相談・助言
- **スーパーバイザーの配置**
 - ・支援員への助言・支援、児童・生徒への直接的な指導

(5) 事業経費運用方法等

- 1校当たり 399,000円
 - ・基準 : 支援員 1,000円/時間 スーパーバイザー 6,500円/時間
- 学校指定初年度(委託事業) ・国1/3 都2/3 負担
- 学校指定2年目以降(補助事業) ・国1/3 都1/3 区市町村1/3 負担

Ⅱ 学校と家庭の連携推進事業について



Ⅱ 学校と家庭の連携推進事業について

(7) 事業の経緯

年 度	実施 区市町村数	配置 小学校数	配置 中学校数	配置 学校数（計）
平成23年度	25地区	49校	81校	130校
24年度	26地区	77校	91校	168校
25年度	28地区	110校	90校	200校
26年度	31地区	131校	92校	223校

平成26年度

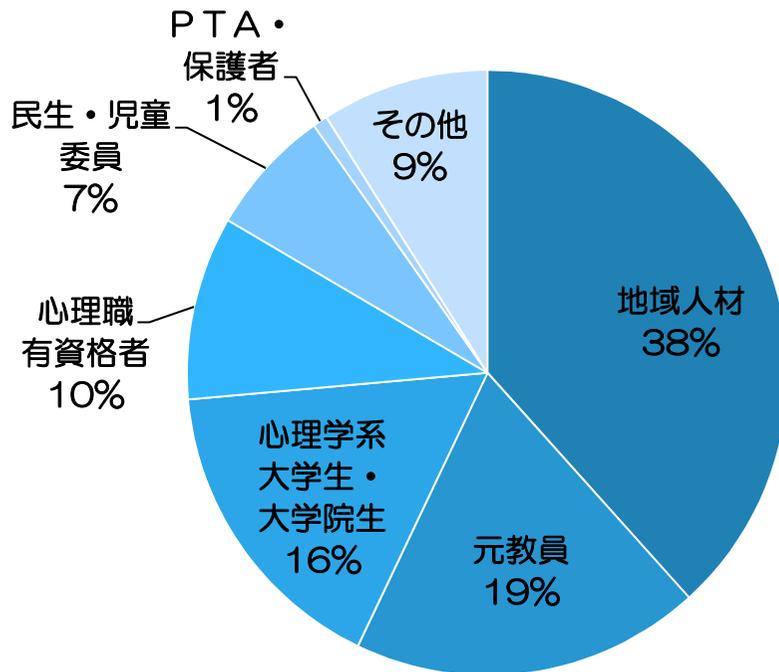
家庭と子供の支援員数：508人 スーパーバイザー数：143人

Ⅲ 「家庭と子供の支援員」の活用実績

(1) 家庭と子供の支援員の内訳(平成23年度実績)

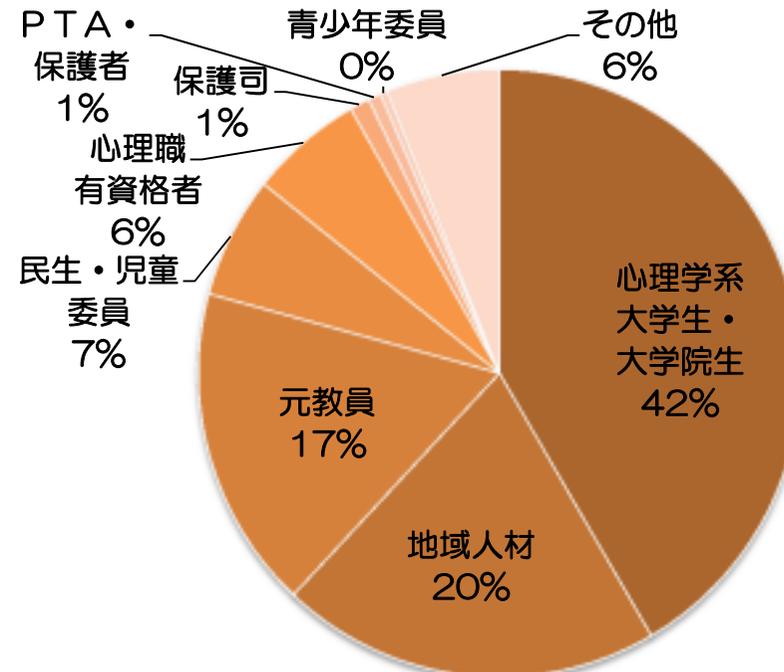
【配置地区及び学校数】 25区市町村 130校(403人)

小学校
49校(133人)



スーパーバイザー

中学校
81校(270人)

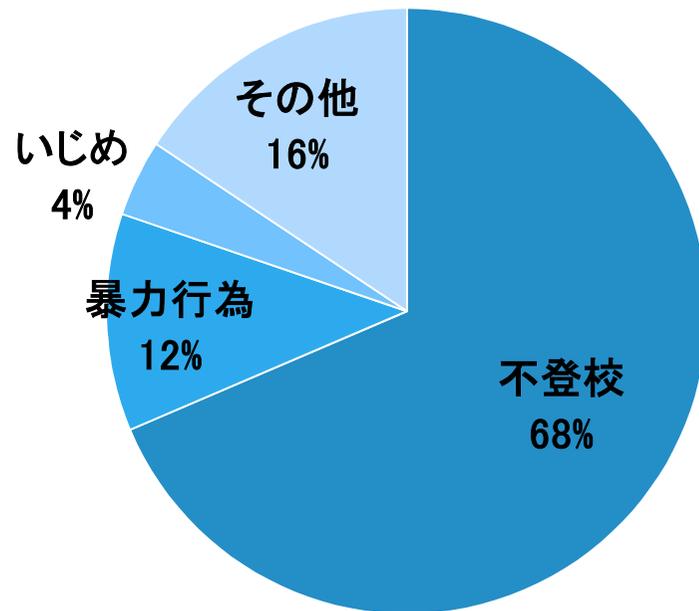


臨床心理士(107人)、精神科医(11人)等

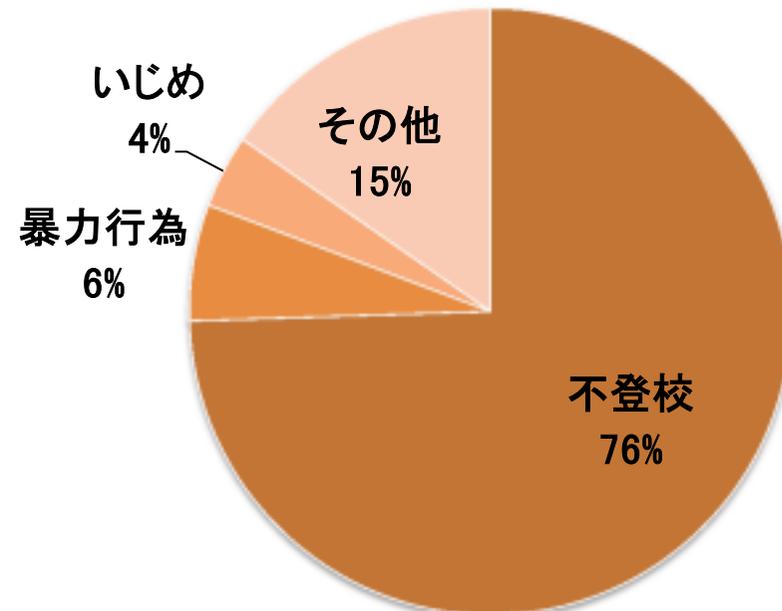
Ⅲ 「家庭と子供の支援員」の活用実績

(2) 家庭と子供の支援員の対応実績(平成23年度実績)

小学校
対応した内容



中学校
対応した内容



Ⅲ 「家庭と子供の支援員」の活用実績

(3) 不登校及び不登校傾向の児童・生徒への支援の成果 (平成26年度の実績)

「家庭と子供の支援員」が不登校児童・生徒に対応した事例における
支援前と支援後の児童・生徒の登校状況の変容

(単位:人)		支援後の登校日数							登校せず
		毎日	週 3~4日	週 1~2日	月 3~4日	月 1~2日	学期 3~4日	学期 1~2日	
支援前 の登校 日数	毎日	8	0	3	1	2	0	0	1
	週 3~4日	15	12	1	0	0	0	0	0
	週 1~2日	7	30	20	2	0	1	0	4
	月 3~4日	0	1	12	2	0	0	0	1
	月 1~2日	1	1	2	4	6	0	0	0
	学期 3~4日	0	0	0	1	0	1	0	0
	学期 1~2日	0	0	1	1	2	1	4	0
	登校せず	9	13	11	1	1	4	4	17

IV 「家庭と子供の支援員」による取組事例

(1) 支援員の取組(平成26年度の事例から)

- 「学校と家庭の連携推進会議」における検討を踏まえ、不登校傾向の子供に対して、**登校時に家庭訪問を繰り返した**ことにより、子供が支援員と一緒に登校できるようになった。
- 家庭訪問の際に、**保護者に対して、不登校の子供の生活改善の方策について助言**を行ったことにより、子供が適応指導教室に通えるようになった。
- 別室登校の子供に対して、**個別の学習指導**を行ったことにより、学習への意欲が見られるようになり、教科によっては学級で授業を受けることができるようになった。

IV 「家庭と子供の支援員」による取組事例

(2) スーパーバイザーの取組(平成26年度の事例から)

- 不登校の子供に関わっている支援員に対して、**支援の在り方について定期的に助言**を行うとともに、当該の子供の**保護者との面接**を通して、保護者の不安の軽減を図った。
- 支援員の訪問を受け入れようとしない不登校の子供の家庭を訪問し、**保護者の子育ての悩みに対して解決策を提示**したことから、支援員の定期的な訪問が実現した。
- 学校と家庭の連携推進会議を通して、学校に不登校の子供に対する**「個別支援計画」作成への助言**を行うとともに、支援員に同行して当該の子供の家庭を訪問し、**保護者に計画の内容を説明**して、理解を得ることができた。

V 学校と家庭の連携推進事業の成果と課題

(1) 成果

- ◆ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置により、事例ごとの支援策が検討され、計画的な支援が実現
- ◆ 「学校と家庭の連携推進会議」に、支援員、スーパーバイザーに加えて、スクールカウンセラーが会議に参加することで、連携した支援が実現
- ◆ 支援員が家庭訪問を通して子供の支援を行うことにより、教員の負担が軽減
- ◆ スーパーバイザーからの専門性に基づく助言により、支援員の支援内容が充実

V 学校と家庭の連携推進事業の成果と課題

(2) 課題

- ◆ 支援員、スーパーバイザーに加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの**多様な外部人材が相互に連携**しながら、効果的に子供や家庭に対応できるようにするための**組織体制**(区市町村教育委員会における支援チーム等)の構築
- ◆ 学校が、支援員、スーパーバイザー等の外部人材と連携して、子供や家庭に対して効果的に支援できるようにするため、**外部人材の活用をコーディネートできる中核教員の育成**
- ◆ 支援要請に対応できる量的、質的な**人材の確保**

VI 小・中学校における不登校対策 ～今後の取組～

【基本的な考え方】

- ◆ 児童・生徒が、不登校や高校中退に至らないよう**未然防止、早期対応**の取組を徹底
- ◆ 不登校になったり、中退したとしても、児童・生徒が将来**社会的に自立**できる支援の充実

○ 総合的な不登校・中退対策のとりまとめ(平成27年度)

- ・小中高を一貫としてとらえた対策
- ・不登校、中退の実態調査
(校長、区市町村教育委員会、適応指導教室、フリースクール、不登校児童・生徒の学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー対象)
- ・不登校・中途退学検討委員会、同小・中学校部会、同高等学校部会
(有識者による検討会)で抜本的な対策を検討

VI 小・中学校における不登校対策 ～今後の取組～

【取組の重点】

(1) 校内体制の整備

- 不登校対策の中心的役割を担う教員等の役割の明確化
- 児童・生徒の実態に応じた計画的な個別支援の徹底

(2) 区市町村教育委員会による支援体制の構築

- 不登校対応のための**支援チーム**の設置
(教員経験者、スクールソーシャルワーカー、**家庭と子供の支援員**等
外部人材の効果的な活用、相互連携の推進)
- 多様な児童・生徒の状況に応じた計画的な支援の徹底

(3) 適応指導教室の機能強化

- 学校復帰支援の充実
- 社会的自立に必要な力を育成

第2回
文部科学省「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」
報 告

終

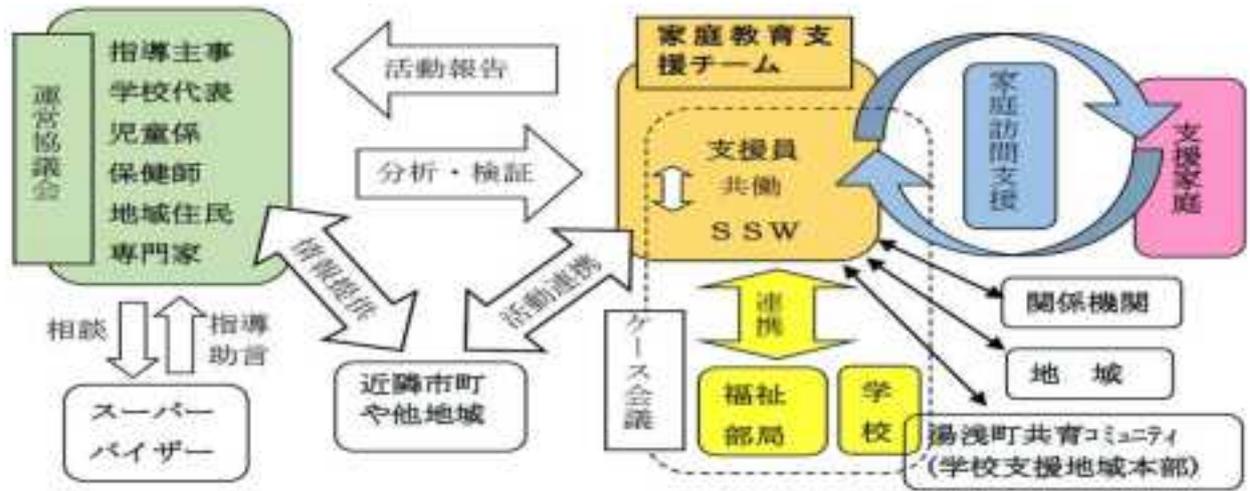
平成 27 年度「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」 中間報告概要シート

No.	受託自治体名
4	和歌山県湯浅町
事業名	湯浅町家庭訪問型アウトリーチ支援に係る実践モデル検証事業
1. 事業の目的、目指す成果	
<p>本町では、すでに家庭訪問型アウトリーチ支援チームが組織編成され、地域においてある一定効果的に機能している利点を活かして、全国的に普及するための条件や方法等、本町の取組を様々な面から分析検討し、他地域でアウトリーチ支援を行うための具体的な手法等について調査研究を行う。</p> <p>具体的には、効果的な訪問支援のための手法や組織づくり等についてまとめることで、他地域において実際に支援チームを立ち上げ、運営していくに際して、参考となるような支援ができるようにする（成果物配布、活動紹介、相談対応、視察受入等）とともに、本町の取組についても、さらに改善していく。</p> <p>目指す成果としては、家庭訪問型アウトリーチ支援を実施するための具体的な手法について、ノウハウ等を整理し情報提供できるようにし、他地域でも活用できる成果物を作成配布する。</p>	
2. 事業の概要	
<p>①湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の活動の分析評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な活動 ・改善できる点 ・新たな活動 <p>②家庭訪問型アウトリーチ支援チームの編制方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーや支援員の選考、身分保障、初期研修等 <p>③家庭に関する情報収集やアセスメントの効果的な方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会やSSWによる情報収集、情報共有の手法 ・学校との連携を効果的に行うためのシステムづくり <p>④家庭訪問支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めのつながりづくり ・訪問時のきまり、観察の視点 ・相談対応スキル ・学校や福祉機関との効果的な連携方法 <p>⑤支援員の資質向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援スキル向上のための指導助言 ・研修機会の確保（学会参加、視察等） <p>⑥他地域で行うための具体的な手法等のマニュアル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編制方法や訪問支援のためのきまり 	
3. 訪問型支援の概要（スキーム、支援の流れ等）	
<p>○家庭教育情報紙「すまいる」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校保護者向け：毎月（年12回）…訪問配布用 ・町内全世帯向け：年3回…回覧による配布用 ・紙面内容の工夫（学校紹介、漫画による啓発、イベント紹介、料理レシピ等） <p>○全戸訪問（町内小中学生の全家庭に3ヶ月に1回）※未然防止、早期発見・早期対応のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問前の事前案内の配布（対象家庭に対して学校から） ・情報紙「すまいる」の配布（全戸訪問するための重要ツール、訪問しない月は学校配布） ・子育て相談対応（世間話、学校等へのクレーム、不登校相談、他家庭の情報提供等） ・家庭状況の把握（学校や福祉機関からの依頼、転校等の入居家庭） ・社会教育や福祉部局のイベントへの勧誘 <p>○個別家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援リーダー：家庭（保護者）、学校、福祉関係者等からの依頼 ・支援員：定期的に随時訪問、必要に応じて複数やリーダー同行 <p>○定例会等による報告とアセスメント、プランニング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催の定例会（内容によっては、即時対応） ・必要に応じて学校とのケース会議による継続支援 	

4. 関係者、団体等との連携・協働体制

【事業全体】

【訪問型支援部分】



5. 訪問型支援を行う人材の発掘や養成方法など

- 人材の発掘：リーダーは、チームの要であることから、教育関係者だけでなく、福祉関係者（元保育所長等）等、多面的に発掘することが重要。また、訪問支援員は、事業のねらいに即して、高い専門性を重視する場合は資格要件を、当事者性を重視する場合は個人情報保護や保護者に寄り添って傾聴でき、さらに、リーダーのもとチームとして活動できることが重要。
- 養成方法：様々な研修プログラムや具体的なケース分析等、多面的に行うことが重要。

6. 得られた成果・得られなかった成果

【得られた成果】

- ①本町「とらいあぐる」の活動を分析することで、来年度以降の課題（活動）が明確になった。
 - ・全戸訪問しない場合の効果的な活動とは？
 - ・未就学児家庭への訪問支援が必要では？
- ②家庭訪問型アウトリーチ支援チームの編制方法について
 - ・支援人材の資質…専門家（でない）、守秘義務、地域の人、多様な人材、傾聴できる人等
 - ・身分保障や位置づけ…目的・活動内容の明確化、活動範囲、既存組織（民生児童委員等）とのすみ分け、規定等による位置づけ（法的対応）、要対協との関係等
- ③家庭に関する情報収集やアセスメントの効果的な方法について
 - ・システムづくり…学校、幼稚園、保育所、福祉部局や保健師等との日常的な協働体制
 - ・情報収集、情報共有の手法…警察や医療機関、高等学校等関係機関との連携を広げる。
- ④家庭訪問支援について
 - ・初回訪問時等のきまりや観察の視点等を「訪問支援の約束事」（別紙）に盛り込んだ。
- ⑤支援員の資質向上について
 - ・訪問支援スキル向上のための研修を定例会で実施して対応力が向上した。
- ⑥他地域で行うための具体的手法等のマニュアル化
 - ・成果物として「訪問支援の約束事」を作成し配布した。

【想定していたが得られなかった成果】

- ⑤資質向上のための視察研修を実施できなかった。
- ⑥訪問スキルはできたが、編制方法については、成果物としてまとめることができなかった。

7. 事業を通して見えてきた課題

- 未就学児や高校生以上の家庭への訪問支援を行う体制をどう組織するか？
- 様々な規模の自治体における支援チームづくりや活動は、どのような方法があるか？

8. 平成26年度の取組を踏まえた今後の展開の具体的な方針・戦略

- 27年度、本町福祉部局と協働で役割分担し、乳幼児家庭から幼保児家庭についても新たに全戸訪問するとともに、相談窓口を一本化し、子育て・家庭教育支援事業として拡充実施する。
 - ・情報紙を3種類作成…幼保小中家庭用、町内全世帯用、乳幼児用（新規）
 - ・拠点窓口を新庁舎の玄関付近（福祉部局にも近い）にすることで、より効率的な体制にする。
- 様々な規模の自治体で実施するため、共通したノウハウと、規模や目的に応じた手法、体制づくり等について、近隣市町や都市圏との交流を図ることで、整理する。

1. 事業の目的、目指す成果

- 家庭訪問型アウトリーチ支援を行いたいが、実際するとなると・・・

- ◇ 立ち上げるためには？

- ◇ どのように人材で構成すれば？

- ◇ 訪問支援の準備や配慮すべきことは？



- 湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあぐる」の活動ノウハウを、他地域の訪問型アウトリーチ支援に活かすことができないか？また、それを考えることで、本町の活動も、さらに充実させることができないか？



- 具体的な手法やノウハウを整理し、他地域でも活用できるようにまとめる（成果物等）。
- まとめたものをもとに、活動紹介や相談対応（助言）、視察受入などができるようにする。

2. 事業の概要 その1

① 家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の活動の分析評価

- ・効果的な取組
- ・改善すべき点
- ・新たにどのような活動をすべきか

② 家庭訪問型アウトリーチ支援チームの編制方法について

- ・リーダーや支援員の選考の仕方
- ・支援員の身分保障や位置づけ
- ・養成のための初期研修

③ 家庭に関する情報収集やアセスメントの効果的な方法について

- ・教育委員会やSSWによる情報収集、情報共有の手法
- ・学校との連携を効果的に行うためのシステムづくり

2. 事業の概要 その2

④ 家庭訪問支援について

- ・初めのつながりづくり
- ・訪問時のきまり、観察の視点
- ・相談対応スキル
- ・学校や福祉機関との効果的な連携方法

⑤ 支援員の資質向上について

- ・訪問支援スキル向上のための指導助言
- ・研修機会の確保(学会参加、視察等)

⑥ 他地域で行うための具体的手法等のマニュアル化

- ・編制方法や訪問支援のためのきまり

3. 訪問型支援の概要 ～情報紙『すまいる』配布状況～

保護者向け(保幼小中)※毎月発行

A湯浅小学校区 約360世帯

B山田,田栖川,田村小学校区 約120世帯

C湯浅中学校区 約320世帯

※家庭訪問による配布

(小・中学校世帯、3ヶ月に1回)

※各支援員 月平均20世帯

※幼稚園・保育所については各園で配布

町内全戸家庭向け ※4ヶ月毎発行

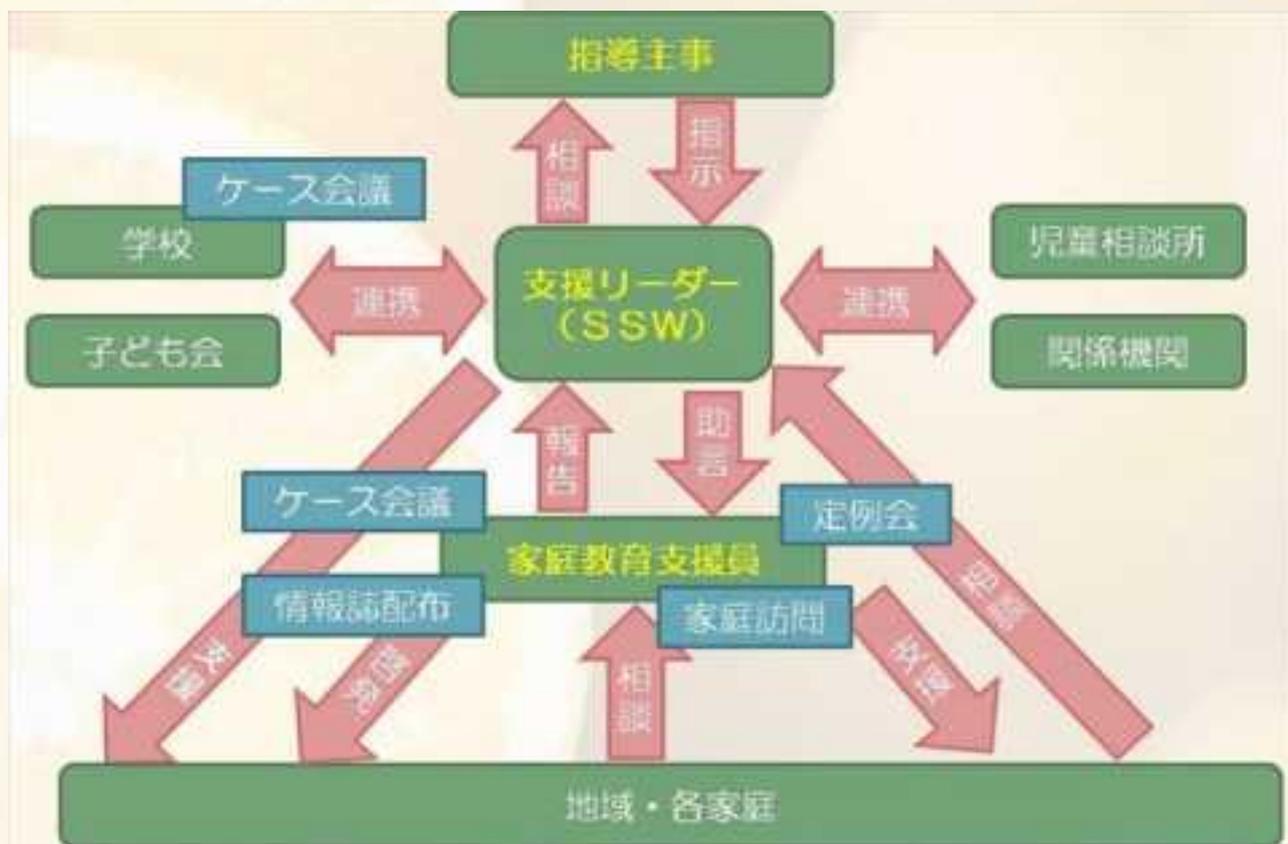
※自治会を通じて町内回覧により配布

- コンセプト:「つながろう 湯浅！」
- 誌面構成:「学校紹介」「漫画」
「レシピ」「行事予定」等

3. 訪問型支援の概要 ～家庭教育支援員の構成～

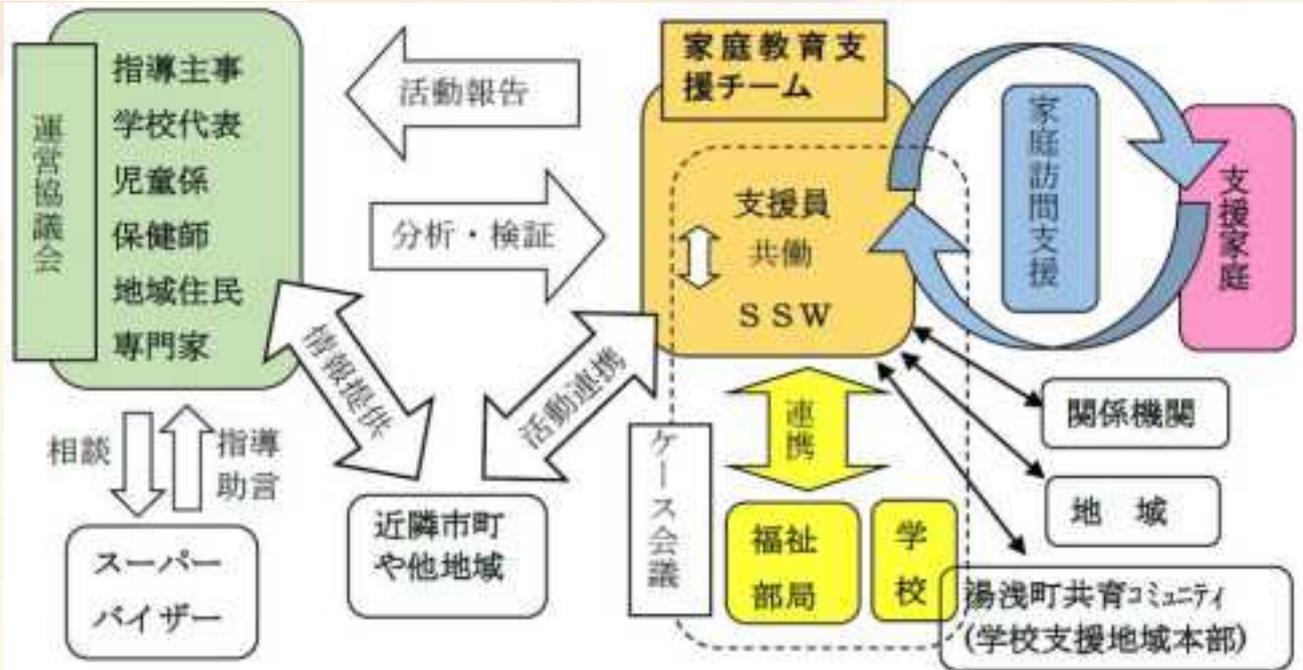
- リーダー(元保育所所長):週3日
※県スクールソーシャルワーカー(週2日)
- サブリーダー(元保育所副所長)
- 訪問支援員(男性1名、女性11名)

元校長、保護司、栄養士、民生児童委員、母子推進委員、地域住民、読み聞かせボランティア活動員



4. 関係者、団体等との 連携・協働体制

事業体制



連携機関

- ・県子ども・女性障害者相談センター(児童相談所)
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・保健所(保健師・精神保健相談員)
- ・スクールカウンセラー
- ・町福祉課(保健師)
- ・医療機関
- ・少年センター
- ・警察
- ・保護司
- ・適応指導教室
- ・就労支援相談所
- ・県ケースワーカー(生活保護制度)
- ・社会福祉協議会(母子生活借り入れ制度)
- ・包括支援センター
- ・ケアマネージャー

5. 人材発掘・養成方法

6. 得られた成果

①活動の分析評価による課題

- ・全戸訪問しない場合の効果的な訪問手法
- ・未就学児家庭への訪問支援の実施

②支援チームの編制方法

◇人材について

- ・教育、福祉、行政、医療、NPO等
- ・専門家(でない)、守秘義務、地域人材

◇身分保障や位置づけ

- ・活動目的、内容、活動範囲の明確化
- ・既存組織との調整、要対協との連携
- ・行政機関による規定(条例、要綱等)

③情報収集やアセスメントの方法

- ・SSW等を中心に、学校、幼稚園、保育所、福祉部局、保健師との日常的な協働体制
- ・SC、警察、医療機関等専門機関との連携

5. 人材発掘・養成方法

6. 得られた成果

④家庭訪問支援

◇『訪問支援の約束事』…別紙参照

1. 訪問支援者としての自覚
 - ①個人情報保護(守秘義務)について
 - ②訪問する目的について
2. 訪問支援の準備
 - ①身分証明について
 - ②訪問の案内について
 - ③緊急時の連絡先について
 - ④訪問先の把握について
3. 家庭訪問
 - ①自己紹介について
 - ②支援は相談を受けてから
 - ③相手の話を聞き続ける姿勢で
 - ④訪問時、答えは出さなくともよい

5. 人材発掘・養成方法

6. 得られた・得られなかった成果

④家庭訪問支援

◇『訪問支援の約束事』・・・別紙参照

4. 家庭訪問の後で

- ①訪問後の報告について
- ②支援方針の検討

※訪問支援Q&A

⑤支援員の養成、資質向上

- ・養成研修講座等の実施
- ・定例会やケース会議等でのスキル向上

得られなかった成果

- 資質向上のための研修視察の未実施
- 編制方法について、具体的なマニュアル化ができなかった。

7. 見えてきた課題

8. 今後の展開と具体的な方針

見えてきた課題

- 未就学児や高校生以上の家庭への支援
- 様々な規模の自治体における手法

今後の展開と具体的な方針

- 子ども・子育て支援新制度の活用
 - ～H26 家庭教育支援事業
 - H27～ 子育て・家庭教育支援事業
 - ※利用者支援事業(新規)
- 乳幼児から幼保児童家庭への全戸訪問
 - ・ 乳幼児 = 子育て支援センター支援員
 - ・ 幼保小中学生 = 子育て・家庭教育支援員
- 新規に乳幼児用情報紙の作成
- 福祉課、保健師との協働
- 相談窓口の一本化
(ネウボウ的)



平成27年度訪問型支援の概要 ～情報紙『すまいる』配布状況～

子育て・家庭教育情報紙の配布

A湯浅小学校区 約360世帯

B山田,田栖川,田村小学校区 約120世帯

☆保育所,幼稚園,未就園児 約340世帯

C湯浅中学校区 約320世帯

※家庭訪問による配布

乳幼児から中学生世帯(3ヶ月に1回)

※各支援員 月平均20～30世帯

◎情報紙を3種類作成配布

「ベビーすまいる」(乳幼児家庭用)年4回

「すまいる²」(幼保小中学生家庭用)毎月

「すまいる(全戸配布)」(町内全世帯)年2回



訪問型アウトリーチ支援を 行うとしたら

- ①家庭教育支援員を配置する。
 - ・支援チームの編成
 - ・学校配置型支援員
- ②現存する資源を活用する
 - 民生児童委員、保護司会、公民館職員
 - 子育て支援センター、子育てサークル等
- ③SSW、SCが兼務する(学校との連携)
- ④健康福祉部局との協働組織(連携ではなく)
- ⑤その他 …

◇市町村・教育委員会による公的位置づけ
守秘義務、公共性、他機関との連携等

◇訪問支援活動のねらいの明確化

◇支援チームの組織及び体制づくり

◇訪問時の相談対応スキル等

◇園所・学校や専門機関との連携

◇健康福祉部局の事業との連携

◇全戸・個別訪問のメリットと実効性

「つながろう 湯浅！」

～人と人がつながる家庭教育支援～



和歌山県湯浅町教育委員会
湯浅町家庭教育支援チーム『とらいあんぐる』